

市街地再開発事業について

市街地再開発事業は、3箇所（2.2ha）において、事業が実施されています。

その内、市街地再開発促進区域として都市計画決定した中央三丁目桜橋地区第一種市街地再開発事業は、事業が完了しています。また、市街地再開発事業として都市計画決定されている蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業は、第1工区である7番街区が事業完了、第2工区である蕨駅西口地区が実施中です。

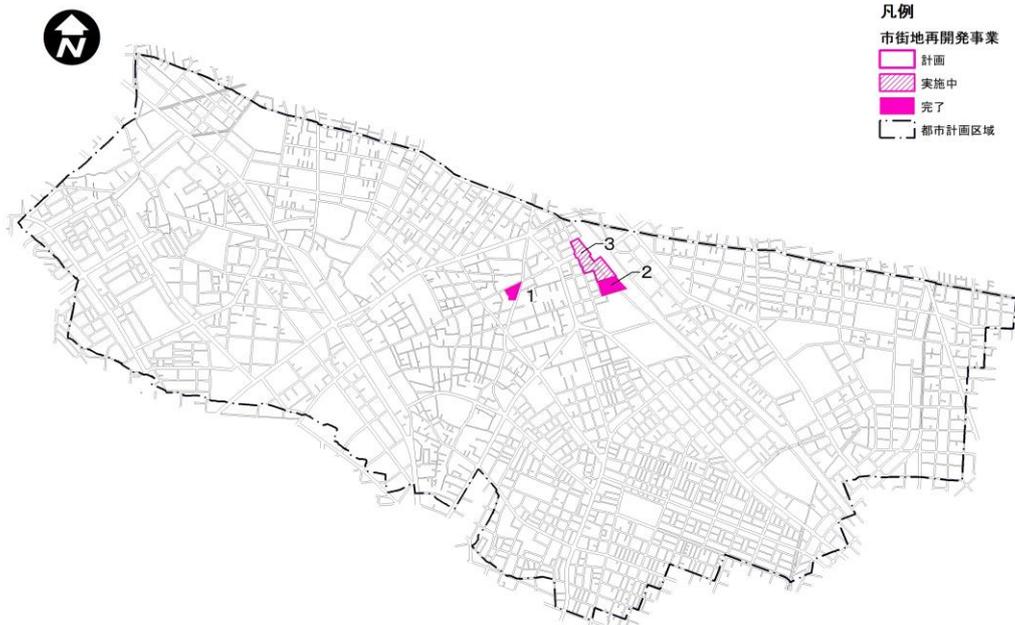


図 市街地再開発事業の状況

表 中央3丁目桜橋地区及び蕨駅西口地区の都市計画決定状況

番号	名称	都市計画決定年月日	面積 (ha)
1	中央3丁目桜橋地区市街地再開発促進区域	H1.7.15 蕨市告示第57号	0.3
2, 3	蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業	当初 H7.2.14 埼玉県告示第185号	2.4
		変更 H17.3.16 蕨市告示第19号	1.9
		変更 H31.2.15 蕨市告示第24号	1.9

表 市街地再開発事業の状況

まちづくり推進室

番号	名称	事業主体	施行開始年月日	施行完了年月日	面積 (ha)
1	中央三丁目桜橋地区第一種市街地再開発事業	個人	H1.12.22 ^{※1}	H6.8.30 ^{※2}	0.3
2	蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業	蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合	H19.2.20 ^{※3}	H23.8.31 ^{※4}	0.6
3	蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業	蕨駅西口地区市街地再開発組合	R2.8.28 ^{※3}	R8.3.31 ^{※5}	1.3

- ※1 施行認可日
- ※2 事業の終了認可日
- ※3 組合の設立認可日
- ※4 組合解散認可日
- ※5 予定